○南相馬市重度身体障がい者タクシー運賃助成事業実施要綱

平成18年1月1日告示第40号

改正

平成19年3月29日告示第35号 平成20年3月28日告示第23号 平成24年3月30日告示第40号 平成27年12月25日告示第169号

南相馬市重度身体障がい者タクシー運賃助成事業実施要綱

(目的)

- 第1条 この告示は、<u>重度身体障がい者</u>に対しタクシー運賃の一部を助成することにより<u>重</u> <u>度身体障がい者の経済的負担の軽減</u>を図り、もって<u>福祉の増進</u>に資することを目的とする。 (助成資格)
- 第2条 タクシー運賃の助成を受けることのできる者は、本市に居住し、身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、 上・下肢、体幹機能障がい1級及び視覚障がい1級のものとする。ただし、福島県税条例 (昭和25年福島県条例第50号) 第69条第1項第5号又は南相馬市税条例(平成18年南相馬 市条例第96号) 第90条第1項の規定により、自動車税又は軽自動車税の減免を受けている 者は除くものとする。

(助成額)

第3条 タクシー料金の助成額は、タクシー利用1回につき初乗り運賃の額以内の額とし、 年間20回を限度とする。

(資格認定)

第4条 <u>タクシー運賃の助成を受けようとする者は、重度身体障がい者タクシー利用資格認</u> <u>定証交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。</u>

(認定・名簿登載・利用券交付)

第5条 市長は、前条の規定により申請があったときは、速やかにその内容を審査し、重度 身体障がい者タクシー利用資格認定証(様式第2号。以下「認定証」という。)を交付す るとともに、重度身体障がい者タクシー利用資格認定証及び利用券交付台帳に登載し、重 度身体障がい者タクシー利用券(様式第3号。以下「利用券」という。)を交付するもの とする。

(助成の方法)

第6条 利用券の交付を受けた者は、タクシー運転手に認定証を提示の上、利用券を渡すことにより、タクシー運賃の助成を受けるものとする。ただし、南相馬市内のタクシー会社に限るものとする。

(助成金の支払)

- **第7条** 助成金の支払は、タクシー会社が利用券を取りまとめ、随時市長に請求することにより行うものとする。
- 2 市長は、前項の請求があったときは、これを審査し、支払うものとする。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の鹿島町重度身体障害者タクシー運賃助成事業実施要綱(平成3年鹿島町訓令第3号)又は原町市重度身体障害者タクシー運賃助成事業実施要綱(昭和60年原町市訓令第6号)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年告示第35号)

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に作成されている改正前の南相馬市重度身体障がい者タクシー運 賃助成事業実施要綱及び南相馬市一般競争入札実施要綱に定める様式による用紙は、所要 の調整をして使用することができる。

附 則(平成20年告示第23号)

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に作成されている改正前の南相馬市延長保育事業実施要綱及び南 相馬市重度身体障がい者タクシー運賃助成事業実施要綱に定める様式による用紙は、所要 の調整をして使用することができる。

附 則 (平成24年3月30日告示第40号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月25日告示第169号)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際に現に提出されている改正前の南相馬市重度身体障がい者タクシー 運賃助成事業実施要綱の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の南相 馬市重度身体障がい者タクシー運賃助成事業実施要綱の様式によるものとみなす。

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第5条関係)

様式第3号(第5条関係)